

時間外労働又は休日労働に関する決議（例）

社 支店労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第32条に定める労働時間（1週 時間、1日8時間）並びに同法第32条の2から第32条の4まで及び同法第32条の5に定める労働時間（変形労働時間制等の定めによる所定労働時間）を超えた労働時間で、かつ、1日8時間、1週 時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び同法第35条に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり決議する。

- 1 社 支店長（以下「支店長」という。）は、時間外労働又は休日労働を可能な限り行わせないように努める。
- 2 支店長は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間		期間
			1日	1日を越える一定の期間（起算日）	

3 支店長は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間

(中略)

平成 年 月 日

社 支店労働時間等設定改善委員会

委員の氏名

推薦に基づき指名された委員

その他の委員

印

印

印

印

.....

.....

印

印